

## 平成25年度提案

|      |        |       |           |       |            |     |      |    |      |
|------|--------|-------|-----------|-------|------------|-----|------|----|------|
| 提案番号 | 13-021 | 提案年月日 | 平成26年3月7日 | 受付年月日 | 平成26年3月10日 | 提案者 | グループ | 区分 | アイデア |
|------|--------|-------|-----------|-------|------------|-----|------|----|------|

|      |                                    |       |                   |
|------|------------------------------------|-------|-------------------|
| 提案件名 | 例規改正の方法変更<br>(改め方式 ⇒ 新旧対照表方式 への提案) | 提案の要件 | 市民サービスの向上に役立つもの   |
|      |                                    |       | ● 事務能率が向上するもの     |
|      |                                    |       | 経費の節減・収入の増加に資するもの |
|      |                                    |       | 行政事務運営の革新となるもの    |
|      |                                    |       | 本市のイメージアップに係るもの   |
|      |                                    |       | その他公益上有効であるもの     |

| 現状及び問題点  | 提案の内容   | 期待される効果   |
|--|---|---|
| <p>現行の例規の「改め文」による一部改正方式は、「溶け込み方式」とも呼ばれ、一部改正の規定が元の例規の規定に溶け込むことによって初めて新しい規範としての意味を持つことになり、元の例規と対照して読まない限り改正内容を正確に理解することができない。</p> <p>特に、議決対象となる条例については、参考資料として新旧対照表の作成が必要で、その上でさらに改め文を作成するのは無駄である。</p> <p>新しい例規システムでは改め文作成機能があり、その精度の確認はしていないが、改め文の作成は複雑かつ面倒な作業で、しかも、できあがった改め文だけを見ても改正内容がほとんど理解できないため、行政の効率性を妨げているともいえる。</p> | <p>例規の一部改正を、従来の改め文によるやり方から新旧対照表によるやり方に変えてはどうか。</p> <p>県下では玉野市、また岩手県などの行革先進県ではすでに新旧対照表方式に変更をしている。</p> <p>参照&lt;岩手県法規立案マニュアル</p> <p><a href="http://www2.pref.iwate.jp/~hp010301/houmu/sien/top.html">http://www2.pref.iwate.jp/~hp010301/houmu/sien/top.html</a>&gt; (※H28.2.2現在 リンク切れしています)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>例規を所管する職員は、改め文作成作業から解放され、条文自体の検討という付加価値を生む作業に専念することができる。</li> <li>改め文よりも分量が増加するが、条例については、今でも参考資料として新旧対照表を作成しているため作業量は増えない。むしろ、原則、新旧対照表を作成しない規則、要綱等の改正では、改正内容が容易に理解できるようになる。</li> </ul> |

## 関係課意見

### 【総務課】

ご指摘のとおり、例規改正の手法として現行の「改め文」による一部改正方式を採用していた自治体が「新旧対照表による方式（以下「新旧方式」という。）」に変更する傾向があることは、担当課でも把握しており、内々では検討を行ったこともある。これらの自治体が、新旧方式への変更を決定した理由としては改め文だけを見てもどのような改正が行われたかは一般的には理解できないこと、また、この改め文を作成するために法制執務担当者が多くの時間と労力を割いていることが挙げられている。改め文作成作業から解放されることにより条文自体の内容の精査に専念できることについては、法制担当者としても大きなメリットを感じているところである。

ただし、新旧方式に変更することにより、国の法令等、県や他市町村条例等の改め文による一部改正を正しく読み取るスキルが失われるのではないかという危機感も持っている。また、①新旧方式のデメリット、②市議会の了承、③例規管理システムとの調整について無視することはできず、これらの調整及び検討を行う必要がある。

いずれにしても、県内では玉野市、総社市が採用しているので、早い時期に先進地の状況を聞き取り、前向きに検討したいと考える。と同時に、法制執務のスキルが法制担当経験職員だけのものとなり、一般職員の法制執務スキルが低下しているのではないかという危機感も同時に抱いており、職員全体としてのスキルアップも向上させる必要性も痛感している。

| 採用               | どちらでもない  | 否採用  |
|------------------|--|--|
| <p>3人 / 14人中</p> | <p>10人 / 14人中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当課の指摘にあるとおり、職員のスキルが落ちる危険性はあると思いますが、わかりやすさも大切であると考えます。職員のスキルアップについては、研修を行うことが一番だと思います。</li> <li>●知識が乏しいので、行政係等の見解に合わせます。</li> <li>●国の条例（例）などの現状から、改め文を理解する能力が必要なのもわかるし、見た目では新旧対照方式が見やすいのもわかる。どちらともいいづらいです。</li> <li>●議案に関する事なので、市議会との調整が必要である。提案自体は採用できる。</li> <li>●新旧対照表による方式が、当たり前だと思っていました。</li> <li>●関係課がすでに検討中をおこなっている様なので、既に取り入れている市町村に意見を聞きながら検討すべきだと思います。</li> <li>●総務課と協議していただきたい。</li> </ul> | <p>1人 / 14人中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●業務改善をする必要はありますが、関係課意見のとおりスキルアップを考えると従来のままの方がいいと思う。</li> </ul> |